

令和7年度東大阪市物価高騰対策給付金（市独自） について

給付金の支給額

市民1人当たり7,000円(非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯1人当たり2,000円上乘せ)

手続きが必要な方の申請期限

令和8年6月30日（火）

支給対象と支給手続き・申請について

支給対象者は、

基準日（令和8年1月1日）において、東大阪市に住民登録されている全市民（基準日時点の世帯主に支給）

上記のうち令和7年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯には上乘せ支給（※1）（※2）

- （※1）世帯全員が令和7年度の住民税非課税者、住民税均等割のみ課税者もしくは、住民税非課税者と住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯が対象
- （※2）令和7年度の住民税非課税及び住民税均等割のみ課税とは、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日）の所得に基づいて決定されます。

令和8年1月1日時点で東大阪市に住民登録をしている

はい

いいえ

過去に給付金を世帯主が東大阪市から口座振込によって受給した

はい

いいえ

(A) 手続き不要^(※3)

令和8年4月上旬に、市から「支給のお知らせ」が届きます。原則手続き不要です。（令和8年4月下旬振込予定）

(B) 手続き必要

令和8年4月中旬に、市から「確認書」が届きます。必要事項を記入し必要書類とともに返送してください。

(C) 対象外

- （※3）過去に給付した振込口座を解約した場合や世帯主に変更があった場合等は手続きが必要です。また、令和8年1月1日以降に市外に転出された世帯や、過去に給付金を受給していても、手続きが必要な確認書が届く場合もありますので、その際は必ずご返送ください。

